

魚住文化財収蔵庫運営業務委託仕様書

明石市が委託する魚住文化財収蔵庫運営業務（以下、「業務」とする。）の仕様は次のとおりとする。（以下、明石市を「委託者」、業務受託者を「受託者」とする。）

1 業務場所の名称及び所在地

名 称：魚住文化財収蔵庫（以下、「収蔵庫」という。）

所在地：明石市魚住町西岡 2 1 1 9 番地の 2 3

2 履行期間

2 0 2 5 年 4 月 1 日から 2 0 2 6 年 3 月 3 1 日まで

3 業務従事日時

ア 通常時（下記「イ 展示室公開期間」を除く。）

毎週火曜日から土曜日 午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 1 5 分（うち休憩 4 5 分）

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）を除く。

イ 展示室公開期間（予定）

① 2 0 2 5 年 5 月 1 5 日（木曜日）～ 6 月 2 9 日（日曜日）

② 2 0 2 5 年 7 月 1 9 日（土曜日）～ 8 月 3 1 日（日曜日）

③ 2 0 2 6 年 2 月 1 4 日（土曜日）～ 3 月 2 9 日（日曜日）

期間中月曜日を除く全日 午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 1 5 分（うち休憩 4 5 分）

4 業務従事者数

資料整理員 3 名以上

（大学、短大又は専門学校で歴史、考古学、民俗学、美術・工芸又はこれに類する専門課程を履修した者、又は文化財資料の整理の実務経験がある者とする。）

5 業務内容

収蔵庫に保管している資料の整理作業、及び展示室公開にかかる展示室運営業務。

業務にあたっては、文化財を取り扱うことから、委託者の指示に従って執り行うこと。

（1）資料整理業務

埋蔵文化財発掘調査で出土した遺物の、洗浄、接合・復元、計測・実測図作成等

（2）展示室運営業務

展示室公開期間にかかる運営業務

① 展示

ア 展示資料運搬作業（収蔵庫保管でない資料の搬入、搬出）

明石市立文化博物館との往復

（展示室公開期間（年3回）のうち、搬入、搬出各1回 2トントラック1台）

イ 委託者が実施する設営作業及び撤収作業の補助

ウ 展示啓発用横断幕の設営作業及び撤去作業

② 受付

開館時間 午前9時00分～午後5時00分

ア 開館、閉館業務

イ 書籍販売、図書複写

ウ 展示室における案内、秩序維持

エ 問い合わせにかかる電話対応

オ 展示室運営日報の作成

（3）業務報告

受託者は、毎月業務報告書を作成し、翌月10日までに委託者へ提出すること。

6 収蔵庫内各室の使用

委託者は、業務の履行に必要な範囲において、作業室、展示室その他収蔵庫内各室（付帯する電気、水道、冷暖房設備、什器備品等必要な設備一切を含む。）を受託者に無償で使用させるものとする。ただし故意又は過失により毀損・減失等を生じたときは、受託者の負担により現状に修復しなければならない。

7 費用負担

（1）業務に従事する者が、業務上直接必要とする事務用品等の消耗品については、受託者の負担とする。ただし、業務上委託者が所有する什器備品を使用するに伴い必要とする消耗品（コピー用紙・プリンターインク）については、委託者の負担とする。

（2）業務の履行により排出された廃棄物は受託者の負担において処分すること。

8 支払方法

委託料の支払いは毎月払とし、委託者は受託者より請求があった日から30日以内に支払うこととする。

9 その他

（2）委託者は、業務の履行に必要な範囲において、受託者に対し収蔵庫敷地内指定場所に乗用車2台を無償で駐車させるものとする。

（3）この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。ただし、軽微な事項については委託者の指示に従うものとする。